

阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画策定の背景

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定することとなった。

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成している。

2 行動計画の概要

(1) 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ(過去に世界で流行したインフルエンザ)
- ③ 新感染症(その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの)

(2) 基本的な方針

① 対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 対策の基本的考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(3) 本編の構成

はじめに (1~2頁)	特措法の制定、取組の経緯、行動計画の策定、鳥インフルエンザとの関係
基本的方針 (3~9頁)	対策の目的及び基本的な戦略、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、発生段階に応じた対策の実施
各期共通事項 (10~25頁)	行動計画の主要6項目 [主要6項目] ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保
各段階における対策 (26~72頁)	新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、主要6項目の対策を規定【別表】 [発生段階] 未発生期、海外発生期、県内未発生期、県発生早期、 県内感染期、県内小康期
参考 (73~76頁)	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策
付録 (77~84頁)	新型インフルエンザ等発生時の自粛依頼分、市長メッセージ

【別表】発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制の確認・整備 ○発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の状況の把握 ○市内発生の遅延対策と早期発見 ○市内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内発生状況等の情報収集 ○市内発生の遅延対策と早期発見 ○市内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内感染拡大の抑制 ○患者に対する適切な医療の提供 ○市内感染期に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の維持 ○市民の健康被害を最小限に抑える ○市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ○流行の第2波に備える ○医療体制や市民生活・市民経済の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画策定 ・業務継続計画策定 ・体制整備や訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市新型インフルエンザ等対策本部の設置(県が対策本部を設置した場合) 	<p>国の緊急事態宣言時は 市新型インフルエンザ等対策本部を設置</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が解除された場合、対策本部廃止
サーベイランス・情報収集	通常のサーベイランスの実施・継続、国・県等から情報収集					
	学校等の集団発生の把握強化					集団発生の把握
	新型インフルエンザ等患者の全数把握				★患者増加に伴い全数把握中止	
情報提供・共有	新型インフルエンザ等に関する基本的な情報（発生状況、感染情報、医療情報等）や発生した場合の対策の提供					
	国、県、関係機関等との情報共有					
	コールセンター等の設置		コールセンター・相談窓口等の充実・強化			
予防・まん延防止	通常のインフルエンザ等感染症対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等）の普及・啓発及び実施・強化					
	特定接種の実施		住民接種の実施（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）			
	特措法第46条に基づく予防接種の実施					
	不要不急の外出自粛・学校等に対する施設の使用制限の要請・指示					
	検疫強化に伴う防疫措置・疫学調査への協力					
医療	医療体制整備の推進への協力					
	県が設置する帰国者・接触者相談センター、外来の周知				一般医療機関での診療体制周知	
	臨時医療施設設置の周知					
市民生活・市民経済の安定確保	事業継続計画の策定・継続に向けた準備		市役所機能の維持			
	市ライフライン事業継続に向けた準備		市ライフライン事業の維持			
	職員・庁舎の管理		職員・庁舎の管理の徹底			
	必要資機材の備蓄					
	生活必需品の安定供給体制の構築			生活必需品の安定供給の要請		
	要援護者支援体制の準備			生活支援の実施		